

山形県中小企業まるっとサポート補助金 (稼ぐ力向上支援事業・共同枠)

1. 概要

県内中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」の向上による持続的な経営力の強化を図るため、複数の中小企業・小規模事業者等が共同で収益力の向上に資する設備投資を行い、かつ、当該設備投資により導入した設備等を活用して行うソフト事業を併せて実施する取組のうち、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

2. 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等で、「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表している者のうち、以下のいずれかに該当するもの

※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

- 中小企業等経営強化法第2条第1項第7号及び第8号に規定する組合及びその連合会
- 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第6号に規定する中小企業者又は労働者協同組合法に基づく労働者協同組合が3者以上でグループを構成し共同で本事業に取り組む場合は、その幹事となる事業者

3. 補助対象事業

補助事業者が共同で収益力の向上に資する設備投資を行い、かつ、当該設備投資により導入した設備等を活用して共通の課題を解決するためにソフト事業を併せて実施する取組

4. 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1/2 以内
(2) 補助金額 : 50～1,500 万円以内
(3) 補助対象経費 : ①設備等導入費
②専門家派遣費、委託・外注費、広告宣伝費、使用料、出展料、その他
※①と②の両方の経費を申請する必要があります。
※①は補助対象経費の合計額の8割以上である必要があります。
※山形県内の事業所において実施する取組のみ対象となります。

5. スケジュール(予定)

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和8年3月31日(火)まで【期限厳守】

	実施予定時期
申請書受付開始	令和7年4月1日(火)
申請書提出締切	令和7年6月30日(月)午後5時必着
事業採択決定・補助金交付決定	令和7年8月上旬以降

※ 採択決定・交付決定の時期は、前後する場合があります。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課経営支援係
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
TEL 023-630-2354